

口頭陳述

この度は、在外邦人による最高裁判所裁判官の国民審査制度への参加が妨げられている問題についてご検討いただいておりますこと、原告としてまずは感謝申し上げます。この場をお借りして、意見陳述させていただきます。

私は 2006 年より、ブラジルの永住権を得て同国で生活しております。2010 年に在外選挙人証を申請・取得し、以来、国政選挙には可能な限り、ブラジル国内、あるいは日本に一時的に滞在しているタイミングであれば日本国内で、衆議院・参議院選挙に投票して参りました。そのような権利が在外邦人にあることを認めていただき、実際に投票を通じて国政に参加できていることには感謝をしております。

しかし残念ながら、周知の通り、在外選挙人証を有していても、最高裁判所裁判官の国民審査制度にはこれまで参加することができておりません。

日本とは様々な制度や文化・歴史的背景も異なることを承知の上で、他国の例として挙げさせていただくと、私の住むブラジルでは、最高裁判所の裁判官に対して主権者である国民が直接的に審査を行なうような制度は存在しません。裁判官の不正行為に対する告発を国民が連邦上院議会に対して行なうことで進められる裁判官の罷免制度はありますが、そこには上院議会による政治的判断も加味されるため、国民による統制はあくまで間接的、かつ実質的にも限定的なものとなっています。そうした国もあるのだということを、ここではお伝えいたします。

一方で、実際に同国に身を置き生活する中では、行政・立法・司法の三権がそれぞれの影響力をダイナミックに行行使し、憲法の範疇でバランスを保ちながら統治が行なわれる様子を、日々の現地報道を通じて接しております。日本の制度と様々な点での違いがあることに気付かされ、時には学びを得るだけでな

く、一日本国民の自分にはどのような権利があるのか、あるいはないのか、ということも意識するようになってきました。

その中でも私が注目したのが、最高裁判所裁判官の国民審査という権利でした。

特に、私が 2017 年に日本に一時帰国した際に、在外選挙人名簿に登録されているが故に、日本国内の投票所においても国民審査に参加できなかった経験から、強い関心を覚えるようになりました。その際の投票所の係員の皆さまには、規則に従った、誠実かつ丁寧なご対応をいただきました。日本国民に認められた権利が本来ならば確実に存在するはずなのに、それを行使できなかったということは、つまりそのような規則なり慣習なりを変える必要があるのだと理解しました。この体験がきっかけとなり、本訴訟で原告として問題提起をさせていただきました。

国民審査制度とは、行政である内閣が任命した最高裁の裁判官を、その職責にふさわしい人物かどうかを有権者が審査するものです。法の統治に基づく諸制度で保護される国民にとって、「憲法の番人」としての司法権の頂点での職務にあたられる裁判官の皆さまは、国民にとっての絶対的・最終的な拠り所であり、そこに国民の統制を直接及ぼすという点で、民主主義の観点からも大変意義のある制度だと考えています。そしてその点については、これまでの司法判断でも繰り返し認めていただいていたとおりであります。

しかし残念ながら、私が日本への一時帰国時にその権利を実際に行使できなかったように、最高裁判所裁判官の国民審査制度という点では、国民の権利を行使するための環境整備がいわばないがしろにされています。これまでの経緯を見ても、この裁判における 2 度の違憲判断にもかかわらず、行政府も立法府も未だに真摯にこの問題に向き合おうという姿勢を見せていません。

行政府と立法府は、その持てるリソースを国民の権利行使のために最大限割

くべきです。私は今回の提訴を通じて、司法権の頂点に立つ皆さまのお墨付きを得た上で、行政府と立法府に対して、ヒト・カネ・最新技術などの知識という資源を投下して、問題を解決するための議論と実践を促したいと考えています。最高裁判所の裁判官の皆さまのご判断が、この問題を解決するための前進につながることを期待します。

在外邦人としての感情を率直に言わせていただくと、国民として疎外感を感じています。このような思いを抱えている邦人が世界中にいることを、しっかり認識いただいた上で、今後は国民審査制度という私たちの権利の行使を通じて、統治機構全体が一層の緊張感を持って機能していくように働きかけをしていければと思います。

私が住むブラジルでは、電子投票制度が導入されています。この仕組みを用いて、例えば国政選挙では、アマゾン熱帯雨林の奥地での投票結果も含め、投票の締め切りから数時間後には、選挙結果が100%近い開票率で集計できます。

世界には、こうした実践例もあります。もちろん、その仕組みをそのまま導入してほしいと申し上げるつもりはありませんが、学べるものは学び、日本の諸制度にあった形で取り入れていく姿勢をきちんと持っていただき、在外邦人を含めた国民全体ができるだけ広く権利行使できるようにご配慮いただきたいと考えています。やらない理由を探すのではなく、課題にしっかり向き合って、できる限り克服していくべきではないでしょうか。このような思いを持ちながら、裁判官の皆さまの公正かつ建設的なご判断に期待を申し上げております。

2022年2月25日

Vila Mariana, São Paulo – SP, BRAZIL

平野 司(印)